

別紙3 特別仕様書（施工編）

令和元年度 県営農村地域防災減災事業 香坂ダム地区 監視システム改修工事 特別仕様書（施工編）

第1章 総則

長野県佐久地域振興局（農地整備課）発注の県営農村地域防災減災事業 香坂ダム地区 ダム監視システム改修工事の施工に当たっては、長野県農政部制定の「施設機械工事等共通仕様書（平成30年4月1日適用）」（以下「共通仕様書」という。）、「土木工事現場必携」、「設計変更ガイドライン」（以下、「設計変更ガイドライン」という。）に基づいて実施する。

また、施工管理は「施設機械工事等施工管理基準（平成31年3月制定） 農林水産省（以下「管理基準」という。）」を使用して施工管理を行い、検査は管理基準の規格値を用いて「長野県建設工事等検査要綱」により検査を行うものとする。

共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書及び特記仕様書によるものとする。

なお、以下にある選択項目について、「レ点」が選択されていることを示すものである。

第2章 工事内容

1. 基本事項は様式1 実施要領及び別紙2 特記仕様書参照

2. 施工者希望型週休2日工事

本工事は施工者希望型週休2日工事の対象工事としない。

第3章 施工条件

1. 工程制限

有 り

無 し

2. 部分引渡し

有 り（実施要領に詳細記載）

無 し

3. 作業時間制限・超過勤務・夜間工事条件

有 り

無 し

第4章 現場条件

1. 関連工事及び業務

有 り

管理棟については、令和元年度に耐震設計、令和2年度に耐震対策工事を予定しており、関連工事、業務について調整を行い、対応するものとする。

無 し

3. 第三者に対する措置

施工に際しては、振動、騒音、安全対策に十分留意しなければならない。特に、生コンクリートや資材の搬出入に際しては、一般通行に支障を及ぼさないようにするとともに、安全管理に十分留意すること。

事業損失防止対策調査等有り

事業損失防止対策調査等無し

項 目	内 容	摘 要
家屋調査		
地下水観測		
騒音調査		
振動調査		

地盤沈下調査		
電波障害		
その他		

4. 関係機関との調整

受注者が工事着手前に行う地権者及び関係官公署等との協議、調整は、監督員の指示を事前に受けるものとする。

協議事項有り

協議事項無し

項目	内容	許可年月日	許可条件等
道路協議	占用		
	自営		
交差点協議	協議		
河川協議	河川	未定	水位局設置等工事実施においては、河川法許可を得る必要がある
	保全		
	砂防		
保安林協議	保安林解除		
	作業許可		
地すべり協議	協議		
埋蔵文化財協議	協議		
	試掘		
	本調査		
J R協議	協議		
佐久市役所	佐久市役所内部の工事において、耕地林務課他関係機関と十分な調整を行うものとする		

5. 工事支障物件

支障物件がある場合には、細心の注意を払って施工すること。また、施工に当たっては、監督員の指示に従うとともに、市町村及び関係事業者との協議を行ってから実施すること。

支障物件有り

支障物件無し

項目	内容	摘要
電柱		
水道		
架空線		
その他		

※発注段階では想定していないが、想定される場合は技術提案時に費用等についても考慮すること。

技術提案時以降で現場条件の変更がない場合の変更は認めない。

6. 建設副産物の処理

有り (別掲1「建設副産物に関する仕様書」共通事項参照)

無し

別掲1リンク先：http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/seki_sanki_jun/kensetsu.html

1) 建設工工事発生土 なしを想定

- 2) 路盤廃材 なしを想定
- 3) 特定建設資材、産業廃棄物処理にかかわる施工条件の明示

対象の有無	種 別	処理条件	処理場名（運搬距離は金抜設計書参考明示）
<input type="checkbox"/> 有 り <input checked="" type="checkbox"/> 無 し	アスファルト廃材	再利用	
<input type="checkbox"/> 有 り <input checked="" type="checkbox"/> 無 し	無筋コンクリート 廃材	再利用	
<input type="checkbox"/> 有 り <input checked="" type="checkbox"/> 無 し	鉄筋コンクリート 廃材	再利用	
<input type="checkbox"/> 有 り <input checked="" type="checkbox"/> 無 し	コンクリート 二次製品廃材	再利用	
<input type="checkbox"/> 有 り <input checked="" type="checkbox"/> 無 し	木くず (伐根、伐採材)	再利用	
<input type="checkbox"/> 有 り <input checked="" type="checkbox"/> 無 し	汚泥		
<input type="checkbox"/> 有 り <input checked="" type="checkbox"/> 無 し	その他 (金属くず等)		

(注意事項) 発注段階においては無しを想定しているが、詳細設計実施後変更となる場合がある。
また現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項については変更の対象とする。
また、提案工事内容によって廃棄物処理が必要なものは、提案時にその概算費用を計上するものとする

第5章 仮設

1. 指定仮設 任意仮設

技術提案時に費用も含めて提案すること。

技術提案時以降で、現場条件の変更に伴わないものは変更の対象としない。

第6章 用地関係

1. 工事用地等未処理部分

有 り

無 し

2. 発注者が確保している用地

有 り

無 し

既設（水位局等）以外の用地は確保していない

3. 上記以外の用地

上記以外で必要な用地の借用及びこれに伴う諸手続きは、受注者側で対応するものとする。特に農地の一時転用については、事前に地域振興局農政課、市町村、農業委員会等と調整するとともに、許可書の写しを監督員に提出すること。

第7章 工事用材料

別添特記仕様書による

第8章 環境への配慮

1. 環境配慮事項

- 1) 「公共事業における環境配慮指針チェック表」（別紙）に基づき環境に配慮して工事を行うこと。

- 2) 環境配慮チェック表の指定項目で実施が困難あるいは具体的に行う内容に変更が生ずる場合には、監督員と協議すること。
- 3) 環境配慮チェック表の指定項目以外で、施工に反映可能な項目がある場合には、監督員と協議すること。

第9章 施 工

1. 安全対策

工事現場にはバリケード、赤電灯等を設置し、第三者の立入りを禁止すること。

1-1. 足場工

建設工事の足場については、原則として平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するものとする。なお、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」は、厚生労働省のホームページを参照して下さい。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-164-1-0.htm>

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-50/hor1-50-5-1-0.htm>

(参考)

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

2. 施工段階における監督員の確認

監督員による段階確認は、共通仕様書第1章1-1-29監督員等による確認確認及び立ち合い等により、書面あるいは連絡により依頼しなければならない。共通仕様書以外の段階確認は、別途協議により実施するものとする。

第10章 主任技術者または監理技術者の専任

1. 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでに期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日は、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

2. 検査終了後の期間について

最終契約工期内に竣工し、工期内に竣工検査を実施する場合は、竣工検査日までを専任の要する期間とする。

工期内に竣工検査が実施されない場合、専任を要する期間は契約工期までとするが、竣工検査時には、現場代理人及び主任（監理）技術者が立会い、修補指示等があったときには適切に対応できる体制をとること。

第11章 ワンデーレスポンスの取り組みへの協力・協議

発注者は、工事現場において発生する諸問題に対し、監督員は受注者に対し即日回答や即日回答ができない事象は回答期日を書面で伝えるなどのワンデーレスポンス実施に向けた体制・組織作りを進めている。

受注者は、発注者のワンデーレスポンスの取り組みに対し、情報共有化のための協議書類の電子化や、施工協議経緯表の共有化、施工状況報告を電子媒体で行うなど、実施可能な範囲で発注者に対し協力しなければならない。なお、監督員が即日回答出来ない場合は回答期日を協議毎に打ち合わせ、回答期日についても協議事項とするなど「現場を待たせない」「速やかに回答する」を念頭に発注者・受注者共工事に従事しなければならない。

第12章 契約書第18条（条件変更等）の補足説明

施工に当たり、自然的または人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

- ・ダム形式の変更に係る演算処理プログラミング等の変更

第13章 下請負人契約

1. 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

2. 施工体制に係る工事書類等

①「下請負人等一覧表」

②「施工体制台帳」、「施工体系図」（「再下請通知書」含む。下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

③下請契約書、再下請け契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

3. 下請契約（施工体制台帳に記載を求める契約をいう）における県内企業の採用について

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、下請契約における県内企業の優先採用に関する特別仕様書（別掲8）により取り組みを推進するものとする。

別掲8リンク先：http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisanki_jun/kensetsu.html

3. 施工体制台帳上の下請人の判断

事 例	施工体制台帳への記載の有無 〔下請人に関する事項、再下請通知書、 下請負契約書写、施工体系図、 下請負人通知書を含む〕	主任（監理）技術者の配置の有無		
		金額	建設業 許可有	建設業 許可無
交通誘導警備員、ガードマン	台帳記載及び契約書写しの添付		技術者の配置不要	
産業廃棄物処理業者	台帳記載及び契約書写しの添付		技術者の配置不要	
ダンプ運搬（1人親方のダンプ運転手）	個人事業主として建設会社と契約の場合台帳記載		技術者の配置不要	
	建設会社に車持ちで勤務し、建設会社と雇用関係がある場合は台帳記載不要			
1日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳記載			
クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合	台帳に記載する	請負金額 500万円以上 (建築一式工事は 1,500万円以上)	技術者の配置 必要	—
		請負金額 500万円未満 (建築一式工事は 1,500万円未満)	技術者の配置 必要	技術者の配置 不要
クレーン等の重機オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合	リース契約ではなく建設工事の請負契約になるため台帳に記載する。 ただし500万円以上は建設業許可書（写）を添付			
測量・各種試験の委託契約	建設工事に該当しなため、施工体制台帳の記載は不要		技術者の配置不要	

第14章 創意工夫・社会性等に関する実施状況

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。（別掲3及び3-1）

別掲3及び3-1リンク先：http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisanki_jun/kensetsu.html

第15章 建設現場における作業環境改善について

建設産業の入職促進や就労継続等に向けた環境整備を推進していく観点から、女性も働きやすい現場環境の整備を促進する。契約後に受発注者協議の上、現場環境の整備を行い、必要な費用を計上することとする。

当該工事に女性が従事する場合は女性専用トイレを設置することを基本とし、その費用は設計変更の対象とする。

(参考) 「建設現場における作業環境改善費」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/sagyoukannkyou.html>

第16章 数量算出方法

受注者は出来形測量結果に基づき出来形数量を監督員に提出するものとするが、共通仕様書に記載のない数量算出方法については、次のとおりである。

- 有 り
 無 し)

第17章 履行報告（週間工程表）

受注者は、発注者が指定した様式又は任意の様式により、履行報告書（週間工程表）を提出するものとする。

第18章 予想出来形数量の提出

受注者は、遅くとも工期の1ヶ月前までに予想出来形数量を取りまとめ監督員に提出すること。なお、数量算出方法については、第17章によるものとする。

第19章 出来形数量の算出

受注者は、出来形数量の根拠図を提出するものとするが、次に記載のある図面については、省略してもよいものとする。

- 有 り
 無 し

第21章 建設副産物実態調査の調査票（データ）の提出

施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し提出すること。
しゅん工事に「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し提出すること。
提出様式は次のいずれかにより作成し、実施書のデータは電子納品すること。

- ① COBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）を利用した様式
- ② CREDASを利用した様式（従来の様式）

対象は量の多少にかかわらず、建設副産物が発生する工事の全てとすること。

(COBRIS : <http://www.recycle.jacic.or.jp/>)

CREDAS : <http://www.ml.it.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>)

なお、発注者から貸与されるリサイクル計画書は、次のとおりである。

- 有 り（リサイクル計画書（積算段階）を別添すること）
 無 し

第22章 指導事項について

この工事における指導事項は、別掲4のとおりである。

別掲4リンク先 : http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisanki_jun/kensetsu.html

第23章 積算条件

1. 価格積算基準

本工事で適用する価格積算基準は、下記のとおりである。

(1) 農林水産省 平成30年度 土地改良工事積算基準による。

(リンク先：<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html>)

長野県の農業農村整備事業における積算基準（リンク先：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensetsukouji-itaku.html>）

長野県の農業農村整備事業における「施工パッケージ型積算方式について」

(リンク先：<http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/sekoupackage2016.html>)

鉄筋コンクリート台付管は長野県建設部（国土交通省）の標準単価を準用しています。

第24章 情報共有システム

本工事における情報共有システムの取り組みは次のとおりである。実施にあたっての条件及び機能仕様については、長野県公式ホームページに掲載の以下リンク先による。

(リンク先：<http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/nosei.html>)

第25章 電子納品

電子納品に関する「実施要領」、「実施要領に示す別記」等は長野県公式ホームページによる。

(リンク先：<http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/nosei.html>)

(工事完成図書の提出部数)

第1 本工事の工事完成図書の提出部数は特記仕様書のとおりとする。

第26章 しゅん工書類の簡素化について

工事しゅん工書類の簡素化を実施するにあたり、該当となる項目については、長野県公式ホームページに掲載の別掲7による。

リンク先：http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/seki_sanki_jun/kensetsu.html

第27章 参考文献

図 書 名	制定年月日 (最新版)	最新適用年月日	発行元、監修元等及び 問い合わせ先
土木工事共通仕様書	平成15年11月(平成 30年3月)	平成30年4月1日	長野県農政部 (農地整備課) 図書発刊は行っていません
土木工事施工管理基準	平成19年10月4日 (平成29年9月)	平成29年10月1日	長野県農政部 (農地整備課) 図書発刊は行っていません
土地改良工事数量算出要領	(平成30年度版)	平成30年10月1日	長野県農政部 (農地整備課) 図書発刊は行っていません
土木工事現場必携	(平成31年3月版)	平成31年3月	長野県建設部
土木工事施工管理基準の手引	平成19年3月30日 (平成26年3月)		農林水産省農村振興局
施設機械工事等共通仕様書	平成26年3月28日 (平成29年9月)	平成30年4月1日	長野県農政部 (農地整備課) 図書発刊は行っていません
施設機械工事等施工管理基準	平成19年3月28日 (平成30年度版)	平成30年10月1日	農林水産省農村振興局

土地改良工事標準設計	平成20年4月24日	平成20年4月1日 (H30. 4. 1一部改訂)	長野県農政部 (農地整備課) 図書発刊は行っていません 各地域振興局行政情報コーナ ー閲覧図書からコピーできる 他、当該工事で使用する電子 データのみ監督員から CAD デ ータ貸与が可能
------------	------------	------------------------------	--

※図書発刊を行っていない図書等については、長野県公式ホームページから入手するか各地域振興局行政情報コーナー閲覧図書からコピーし入手できます。

以下の図書は、ホームページからダウンロード可能です。

共通仕様書 <http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisanki jun/kensetsu.html>

施工管理基準他 <http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisanki jun/nogyonosonseibi.html>

土木工事現場必携 <http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/infra/kensetsu/gijutsu/renewal.html>

第28章 竣工検査

本工事の竣工検査は、検査補助員を配する検査、あるいは複数日検査となる場合がある。

第29章 定めなき事項

この仕様書に定めのない事項またはこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督員と協議すること。

第30章 その他

本仕様書別掲 1～9については、長野県公式ホームページ 農業農村整備事業 共通仕様書（リンク先：<http://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/kensei/nyusatsu/sekisanki jun/kensetsu.html>）に掲載している。

以 上